

議 事 内 容

専務理事	第 73 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	皆さんこんにちは。今年度もどうぞよろしく申し上げます。 鹿島市、神崎市、吉野ヶ里町では 4 月 1 日に改選が行われ、新体制とな って 3 期目に入られました。いずれも会長さんは続投されますので、引 き続きよろしく申し上げます。 農業委員会関係では、2 月に農林水産省から通知が発出され、今年度か ら各農業委員会で最適化活動の目標設定、活動記録簿に基づく点検・評 価、結果の公表が求められております。 まずは速やかに目標設定をする必要がありますので、各農業委員会で十 分検討していただくようお願いします。 また、後で事務局から説明いたしますが、各委員の活動日数が最適化交 付金とも関係してきますので、これまで以上に最適化活動とその記録を しっかり行っていただく必要があります。農業委員・推進委員、事務局 が連携して取り組んでいけるよう、よろしく申し上げます。
専務理事	ここで、常設審議委員が交代されておりますのでご紹介いたします。 農業共済組合の〇〇委員が退任され、〇〇委員が就任されました。 〇〇委員より一言ご挨拶をお願いします。
〇〇委員	(挨拶)
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから第 73 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 17 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成 立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたしま す。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してく ださい。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

議長

本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・1件、第5条・7件のほか、「農地利用最適化交付金事業実施要綱について」を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

議長

それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長

はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長

〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の〇〇・〇〇地区新公立病院敷地造成用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、公共性の高い事業の用に供する場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の公共工事の施工用地(資材置場及び作業ヤード)への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地

域整備計画において、農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-3、〇〇〇〇売分譲住宅用地への転用において、申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当することから許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇材置場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-6、〇〇〇〇申請の牛舎、堆肥舎及び農業用倉庫用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農業用施設への転用の場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、立地基準では周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断しております。

なお、隣接農地の所有者及び区長、生産組合長の同意書の添付があつておらず、〇〇農業委員会総会において、同一業者が過去に5条転用を申請した太陽光発電設備施設について、搬出土の運搬が遅れたり、搬出土が残されたままになっていたとか、搬出土の運搬計画を確認したところ具体的な土量及び計画が示されなかったこと、施工したところの法面の補修が放置されたままになっていたということで、一般基準の資力及び信用の面で、資力は十分にありますが信用が得られていないということと、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について支障がないと判断できないため、許可相当でないとの判断になっております。農業委員が7人おられますが、不許可相当が7人となっております。総会による意思決定後に県農山漁村課に確認したところ、道路から流入する雨水については譲受人ではなく道路管理者が対応すべきということでしたので、それは考慮しておりません。

議長

農地法第4条関係1件、第5条関係7件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長

はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の〇〇・〇〇地区新公立病院敷地造成用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の公共工事の施工用地(資材置場及び作業ヤード)への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	(意見・質問等なし)
委員一同	
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
常設審議委員	

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 申請地の東側の田面に関する事なんですけど、ここの土留めはL型かブロックかどちらでしょうか。

〇〇農業委員会 L型になっております。

〇〇委員 盛土の高さというのは、東の田圃からどの位の高さになりますか。

〇〇農業委員会 盛土の高さは、最高1.1mです。

〇〇委員 自分もこの場所は分かっているんですけど、ここは北の方と南の方の高低差がありますよね。

〇〇農業委員会 盛土の高さの最高が1.1m、切土の高さの最高が0.9mです。

〇〇委員 高さが高いものですから、隣の田圃の排水とか、高く積もるとどうしても地盤が下がるとかいろいろあるわけですね。隣田同意というのは取られているわけでしょう。

〇〇農業委員会

はい。

〇〇委員

そこら辺をお伺いしました。ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の牛舎、堆肥舎及び農業用倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

昭和57年から平成19年まで農振除外の手続きはされていたようですが、その時に役場の方から農地転用の手続きの指導はされているのですか。これだけの面積がそのままになっているので。

〇〇農業委員会

〇〇市(町)では別の部署で農業振興地域の除外をしております。農業委員会が農地転用の担当をしております。以前、昭和57年当時は農業振興地域の除外というのは20a以下に分筆して除外しなさいよと、そして農業用施設ですから、用途変更で対応するという流れでいっていたと記憶しております。おっしゃるとおり、現在では農業振興地域除外後には転用の申請をしていただくという指導をしております。

〇〇委員

はい、分かりました。それともう一つ、41ページの写真の申請地の南側の畜舎のところは大丈夫ですか。ちゃんと転用手続きはされていますか。

〇〇農業委員会

南側の牛舎は転用済みで、宅地化されています。

はい、ありがとうございました。

〇〇委員

他にございませんか。

議長

(意見・質問等なし)

委員一同

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

常設審議委員

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

以前にも〇〇市(町)から似た案件が出ましたけれども、一つ勉強させていただきたいのは、〇〇農業委員会総会において許可相当でないと判断されたのを持ってくるというのはどうしても必要なのですか。地元でダメだと言われたのは上げなくていいのではないのですか。法的にはどうなっているのですか。

〇〇農業委員会

農地法の第4条及び第5条で、市(町)の総会で許可相当でないと判断されたものについても、申請者の方が県に上げると言われれば上げなければいけないことになっています。

〇〇委員

法律でそうなっているんですね。もう一つ、転用申請の理由の中に、急傾斜地であるため十分な日照量が確保できるとありますが、急傾斜がどの位の傾斜なのかお聞きします。

〇〇農業委員会

勾配角度についてはそこまで計算はしておりませんが、中山間地域直接支払の畑の急傾斜の方にあたります。

〇〇委員

急傾斜地という表現の仕方では分かりません。一番後に水量計算も付けてもらっていますが、現地を見ていないので想像できません。それと、資料を見るとあまり賛成できるような表現では書かれていません。なんで地元で反対としたものを県でもしなくてはいけないのですか。

〇〇農業委員会

〇〇市（町）から県に上げるときに、必ず常設審議委員会を通して、常設審議委員会の意見を付けて県に提出するようになっています。

〇〇委員

皆さんが納得される形で持ってこられないと、〇〇市（町）の農業委員会はなんねということになります。

〇〇委員

〇〇市（町）が判断をされているので、その判断について私たちが賛成か反対かを決めることになります。〇〇市（町）が持ってくることに對しては、そこは法律上出さなければならぬ、申請人が出してくださいと言った以上は出さなければいけないわけです。〇〇市（町）の判断について、異議があるかないかを決定するということをお願いします。

〇〇委員

何で上げるかということについてはどこでもある話ですが、事務方としては上げないかんというのは私も理解しています。〇〇〇〇さんはうちにも来られているので質問をさせていただきます。まず、〇〇〇〇さんが県に上げてくださいますと言われたのですか。

〇〇農業委員会

書類を受け付けるときに、まずもってこの状態であれば、〇〇市（町）の農業委員会総会で反対されますけど、本当に県に上げますかと確認しました。それで、否決されたときに、土砂の運搬計画とかもうちょっと説明をしてくれませんかと言ったときに、県の方に申請をしてくださいますと言われています。

〇〇委員

委員さんは〇〇市（町）は何人いて、何人賛成何人反対ですか。

〇〇農業委員会

議決権を持つ委員さんは7人で、7人反対です。

〇〇委員

はい。許可基準の判断事由、2番と9番を書かれています、抜けたところがまだいっぱいあるんじゃないですか。

〇〇農業委員会

一般基準に項目が11項目ありまして、その中で許可できないと判断したのが2番と9番だったので、それを書いております。

〇〇委員

最後にもう一つ、一般的にはお互い信頼してやるわけですから、荒れてもいるので基本的には前向きにやると思います。許可できるように書類をくださいと言っているのに、業者が出さない理由があるのですか。

- 〇〇農業委員会 法定の決まった資料ではないので、切土等については業者が計算中という回答をもらったり、保守等についても後でメールで何回か連絡を取ったら、〇〇〇〇が自分たちでやります、内容は年1回の草刈りと施設のブロックの確認という回答がありましたが、県と相談してやっているんですけど、県が絶対出してくださいという書類じゃないと、うちも強く言えないというのがあります。
- 〇〇委員 それはちょっと違うんじゃないですか。やっぱり農業委員会として決定したいことのための要求に対し出さないということは、基本的にまずいと思います。指導しないといけないことでしょう。以上です。
- 〇〇委員 区長さんとか生産組合長さんの同意が得られないということで、業者が元々取りに行っていないのですか。それとも、最初からもめて区長さん達が同意しないということなんですか。
- 〇〇農業委員会 農振除外の時には、近隣住民の中で1名を除いて同意をされています。その後、排水関係について地区説明会や個別説明をした折に、これじゃいやだということで全員反対に変わって、それで区長さんと生産組合長さんの印鑑も、周りの住民が賛成しない限りは押さないということです。
- 議長 他にございませんか。
- 〇〇委員 同じようなことになるんですけど、農業委員会の7分の7が反対していて、申請は上げなくてはいけないと言われましたけど、同じようなケースが私たちのところでもあって、田の真ん中に畜舎を作りたいという話があって地元で反対でした。農業委員会に上がるまでもなかったのですが、隣接にハウスがあったり幹線水路があったりパイプラインが通っていたり、そこに大規模に施設を構えられたら、例えば10トンのタンクローリーが毎日通って農道が壊れるとかそういう懸念があったからなんです。そういうのと同じように、4条5条の根拠法があったとしても、行政に関わる職員としては、法律の前に、地元が求めているのであれば真摯に対応して、真面目にその書類を出すとかそういう指導をしてほしいと思います。先程県が許可するとかしないとかの話がされたところですけど、地元の環境なり民法上の公序良俗、そういう問題が発生しないように農業委員会も常設の審議もあっているわけだから、条件整備をもっときちんとしてするのが筋じゃないかなと思います。仮に、上げて常設を通ったとなったときに、地元の農業委員さんの立場はどうなるでしょうか。もうそれなら全部県に任せてしまえ、何でもスッと通しておけ

ばいい、ということになりかねないでしょう。そこまでの前に何かの手立てをしてほしかったなど、話を聞いていて思いました。

〇〇委員

自分の方からも一言、51 ページを見ると、時間当たり 155mm までは大丈夫という形になっています。そして、49 ページの上の切土断面図、これで切土をしたところの法面の下の方に右から左へ 2~3%勾配を付けて、U字溝等に流すと書いてありますね。それから、47, 48 ページを見ると、真ん中に集水浸透柵とあり、ここに全部集めて土に浸透させ、155mm/hr 降っても他に被害を与えませんというように書いてあるんですね。他に小さく集水浸透柵も書いてありますが、相当ガラ泥でないと、こういうふうに地下浸透はしないと思います。ここが約 5,300 m²ですから、150mm/hr で計算したら、約 750 m³/hr 雨量があるんですよ。ですのでこの設計は無理だと思うんですけど、この辺りを業者にやり直しをしていただいて、〇〇市(町)の農業委員会なり隣接者なり区長さん、生産組合長さんが認めた状態になってからもう 1 回上げていただいた方がいいかもしれません。

議長

今いろいろ意見を出していただきましたけれども、常設審議委員会の意見としては、〇〇農業委員会の「許可相当でない」という判断に異議なしとするか、切土をどこに持って行くか等、諸々が中途半端なので差し戻しとするかの 2 通りになるかと思います。

〇〇委員

どこの農業委員会事務局も一生懸命対応をしておられると思うんですよ。〇〇市(町)の事務局も法に則って対応をされている訳でしょう。こういう書類の提出を求めたときに、全部揃うまでは農業委員会にかけないで、揃ってから審議としないと、またこういう状態になると思います。書類の提出を求めているのに回答をしないとか対応をしないとか、そういう時は明確にこれでは受付できませんとか、もっと強気で農業委員会事務局の方には対応していただきたいなと思います。やっぱり審議をする以前の問題がたくさんあるものですから、きちっと抵抗できるような対応をしていいと思います。以上です。

〇〇農業委員会

一応、今回の件も以前の件も県と協議をして、周辺の同意や集落の同意が取れていないのでちゃんと話し合ってくださいというのは何度も返しています。それで結局、周辺同意が取れていなくてもそれは法定書類ではないので、〇〇市(町)がはじくことはできませんと言われていました。県に提出する上で最低限の書類が揃っていたら必ず申請を受理しなければならないということになっているので、総会を経て、そこで〇〇市(町)

	は独自で、県や常設に出すのでこの書類を出してくださいと依頼しているけれどもそれが返ってきていないという形になっています。
農業会議事務局	転用の際の隣接同意などについては、国の指導としては大分前から取るなということになっています。ただ、地元の農業委員会としては、当然それを求めます。今回問題になっているのは、切土により周辺に影響が出ますので、〇〇市（町）ではその運搬計画に対する書類を求めているわけですが、業者が間に合わないとか何とか言って、結局県に上げろということのようです。それを踏まえた上で、こちらとしては判断する材料がないということで〇〇市（町）の意見に異議なしとするか、皆さんの判断ということになります。
〇〇委員	ここでは太良町の意見に賛成か反対かを判断し、それを県に上げて、県で許可するかしないかということになります。〇〇市（町）さんが書類を求めているけれども、この1年ずっと出していない。そこを、また〇〇市（町）さんに出せというのか、〇〇市（町）さんの判断のように、私達も同意しませんということで判断するかです。
〇〇委員	今2択で提案されていますが、どちらにするかは会長判断で、賛成か反対かにしてくれませんか。
委員一同	（異議なし）
議長	それでは、〇〇農業委員会の「許可相当でない」という判断に異議なしということでよろしいでしょうか。 異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、『〇〇農業委員会の「許可相当でない」という判断に「異議なし」』として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係6件については、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答し、〇〇農業委員会諮問の〇〇〇〇申請、太陽光発電設備設置用地への転用案件については、『〇〇農業委員会の「許可相当でない」という判断に「異議なし」』として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長 続きまして、次の項目に移ります。
「農地利用最適化交付金事業実施要綱」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 数日前に事務局長会議があったでしょう。その資料を見せてもらったんですけど、活動経費は国で予算化されているということだったんですけど、パッと見た感じでは前年度とあまり変わらないようですが、何か特別措置をされているのですか。これだけ縛った要綱を示しておいて、動いた分の予算措置をされているのか、ということです。

農業会議事務局 国はこれについて 50 億円を措置しています。ただし、令和 3 年度までは全国で 30 億円しか使われていません。20 億円は不用額を出しています。ところが、農水省は農業委員・推進委員が頑張りますから 50 億円、去年と一緒にお願いしますと言って、今年度も全部で 50 億円付いています。つまり、去年の活動分から 20 億円は見ているということです。そして、全部の農業委員会が一生懸命頑張ったらどうなるかという、その分みんなの貰う分が少なくなるということになります。

〇〇委員 50 億円というのは、農業委員会の設置経費として 47 億円付いていた分ですか。

農業会議事務局 最適化交付金が 50 億円です。

〇〇委員 分かりました。資料を見直してみます。

議長 他にございませんか。

〇〇委員	事業実施の要件の中に、15日以上連続して最適化活動ができなかったときについてはこの限りでないと書いてありますが、今推進委員さんで15日以上も頑張っている方はいないですよ。
農業会議事務局	ここは、病気とかで15日以上活動ができなかったとき、という意味です。その場合はいいですよということです。
〇〇委員	7ページに設定した目標が月当たり10日を下回ったときとありますが、これは農業委員会で10日なのか、それとも各個人で10日なのか、どこはどうなんでしょうか。
農業会議事務局	個人個人です。
〇〇委員	1日の見方は、10分でも1日でいいのか、その辺りはどうなんですか。
農業会議事務局	国は、田回りして田圃が荒れていないか見た、その10分15分でも1日でいいと言っています。
〇〇委員	それをはっきりしてもらったら何とかありますね。
農業会議事務局	それをきちんと記録に書いててください。後からは書けないので、そこをよろしくお願いします。
議長	他にございませんか
常設審議委員	(意見・質問等なし)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は5月16日となりますのでご予約をお願いします。

15 時 05 分